

神栖市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 94,442	千円 45,089,699	千円 1,992,787	千円 5,333,596	% 11.8	% 13.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 541	千円 2,098,684	千円 326,633	千円 754,452	千円 3,179,769	千円 5,878	千円 5,775

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

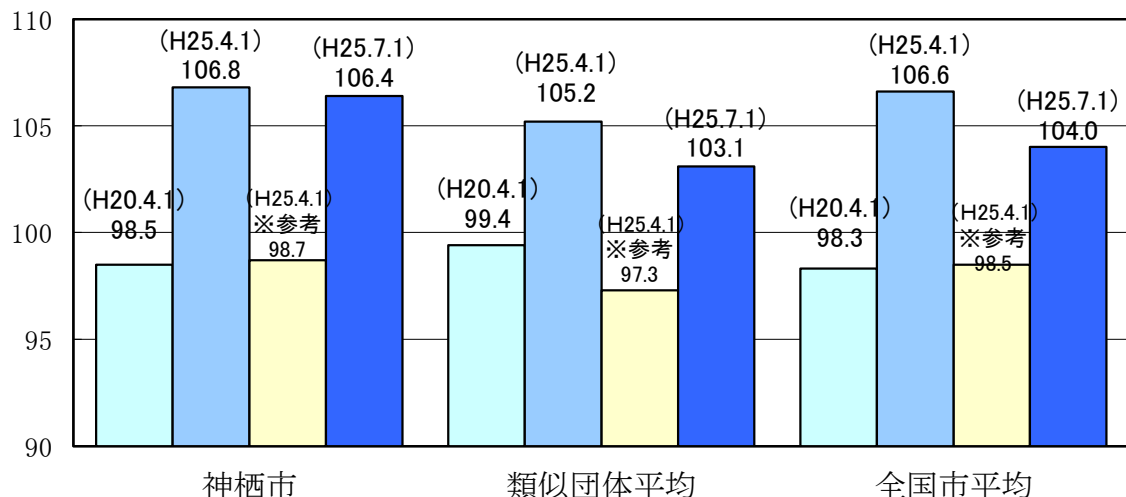
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施せず	当市においては、人事院勧告に基づく適正な給与管理に努めてきており、さらに独自の行財政改革を実施してきております。平成18年度から平成24年度までで職員を約120人減らすとともに、人件費も平成18年度から平成23年度までで約10億2千万円削減してきています。また、職員にあっても東日本大震災の被災者であり、震災からの復旧・復興事業に率先して取り組んできていることなどを総合的に判断し、実施を見送ることとしました。
抑制済又は減額措置の内容	

(その他)

- ・類似団体平均及び全国平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表（一）適用職員の棒給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神 栖 市	43.1 歳	324,781 円	387,217 円	350,857 円
茨 城 県	42.9 歳	338,827 円	416,891 円	371,909 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	— 円	376,257 (405,463) 円
類似団体	43.3 歳	327,540 円	386,694 円	355,959 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
神 栖 市	52.2 歳	20 人	304,011 円	346,702 円	318,643 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	50.9 歳	11 人	303,540 円	366,435 円	325,640 円	自家用乗用 自動車運転手	56.7 歳	192,400 円	1.90
うち用務員	55.6 歳	4 人	302,725 円	313,760 円	302,725 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.55
茨 城 県	49.7 歳	398 人	347,209 円	394,407 円	372,262 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 (325,400) 円	—	—	—	—
類 似 団 体	50.5 歳	35 人	300,045 円	325,361 円	311,894 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
自動車運転手	5,714,520 円	2,372,500 円	2.41
用務員	4,979,020 円	2,809,400 円	1.77

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分	神 栖 市	茨 城 県	国	
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	135,600 円	—
	中 学 卒	— 円	129,200 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

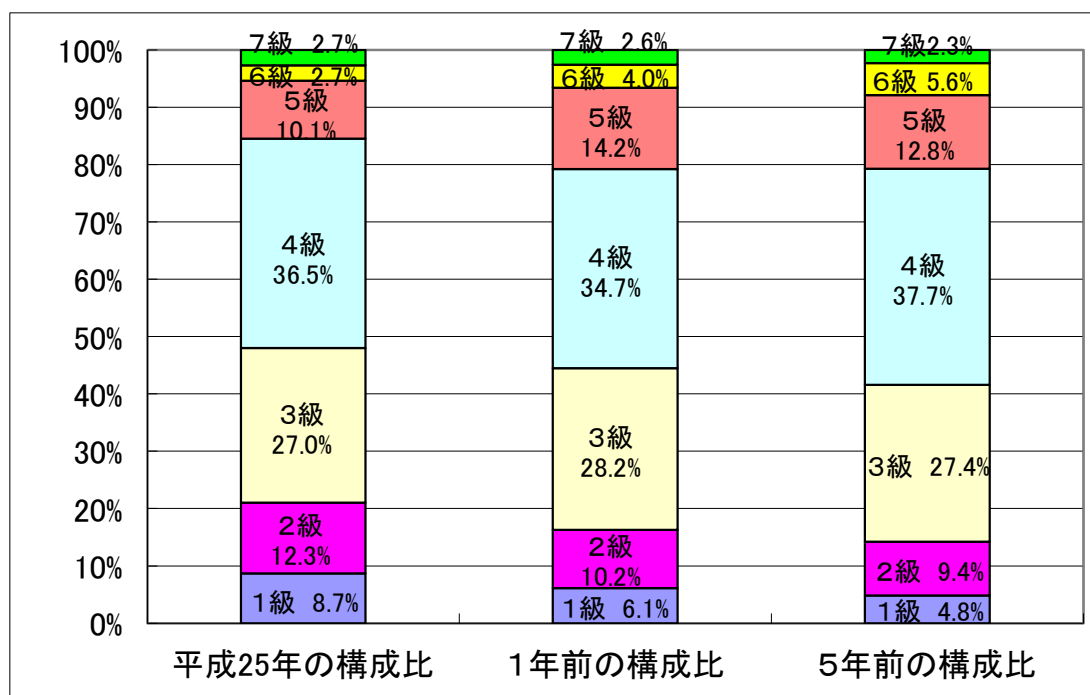
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大 学 卒	279,457 円	361,562 円	376,800 円	390,837 円
	高 校 卒	229,300 円	325,200 円	368,000 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	291,500 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	36人	8.7%	135,600円	243,700円
2級	主事	51人	12.3%	185,800円	307,800円
3級	係長・主幹	112人	27.0%	222,900円	354,700円
4級	課長補佐・主査・(困)係長	151人	36.5%	261,900円	388,300円
5級	課長・副参事	42人	10.1%	289,200円	400,600円
6級	参事・次長	11人	2.7%	320,600円	422,600円
7級	部長	11人	2.7%	366,200円	456,200円

- (注) 1 神栖市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度構築中のため、一律で実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		茨 城 県		国	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,395 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,630 千円		—	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度構築中のため、一律で実施

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 8,318 千円 26,077 千円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 *神栖市では支給していません。

(4) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,416 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		22,838 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		10.2 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
(1) 伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	①伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護業務 ②伝染病菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業 ③伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫業務	健康増進課 農林課	月額 1,000 円
(2) 植物防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	・植物防疫作業を行い、又は指導監督を行う者が特に身体に害を受けるおそれのある業務	農林課	月額 600 円
(3) 市税等徴収業務を行う職員等の特殊勤務手当	・市税等徴収業務又は固定資産評価業務	課税課・納税課・国保年金課 下水道課・長寿介護課	1ヶ月中に1日以上4日以内従事 月額 1,000 円
			1ヶ月中に5日以上従事 月額 3,000 円
(4) 保健指導巡回業務を行う保健師の特殊勤務手当	・保健指導のため巡回指導業務(保健師)	長寿介護課・こども課 健康増進課	月額 3,000 円
(5) 自動車運転手当	・特殊及び大型自動車の運転業務を本務とする場合	契約管財課・道路整備課	月額 300 円
(6) 旅行旅死人取扱手当	・旅行旅病人及び旅行旅死人取扱法の規定に基づく埋火葬等の業務	社会福祉課	月額 8,000 円
(7) 動物死骸処理作業手当	・動物の死骸処理作業	環境課・施設管理課	月額 1,000 円
(8) 下水道管内作業手当	・下水道管内作業	下水道課	月額 600 円
(9) 用地交渉等手当	・公共の用に供する用地の取得及び借上又は当該用地の取得及び借上並びに公共事業に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地に於いて所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難なもの	都市計画課	月額 500 円
(10) 社会福祉業務手当	・社会福祉業務の現業又は指導監査業務	社会福祉課	月額 5,000 円
(11) 道路維持補修作業手当	・道路の維持補修業務を本務とする場合	道路整備課	月額 300 円
(12) 廃棄物処理業務	・廃棄物の処理業務を本務とする場合	市民生活課・リサイクルセンター	月額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	98,110 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	224 千円
支給実績(23年度決算)	153,261 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	323 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ6,500円, 配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同 じ	-	46,543 千円	193,124 円
住居手当	・借家の場合、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同 じ	-	19,298 千円	82,119 円
	・自宅の場合、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに3,000円を支給	異なる	国は支給なし		
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給	同 じ	-	80,475 千円	136,629 円
	・自動車等を使用する場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	異なる	国は使用距離等を勘案し、2,000円～24,500円を支給		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	異なる	管理職員の職務、職責に応じ34,900円～139,300円を支給	80,450 千円	529,276 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	異なる	その職務の特殊性に基づいて6,000円～12,000円を支給	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	820,000 円	(参考)類似団体における最高/最低給料月額		
	副 市 長	640,000 円	1,030,000 円 / 401,500 円		
報 酬	議 長	390,000 円	543,000 円 / 305,000 円		
	副 議 長	350,000 円	503,000 円 / 250,000 円		
	議 員	330,000 円	457,000 円 / 240,000 円		
期 末 手 当	市 長	(24年度支給割合)			
	副 市 長	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)		
	議 長	(24年度支給割合)			
退 職 手 当	副 議 長	2.95 月分	(役職加算等加算措置あり 15%)		
	議 員				
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	18,040 千円	任 期 ご と	
	副 市 長	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	7,936 千円	任 期 ご と	

- (注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

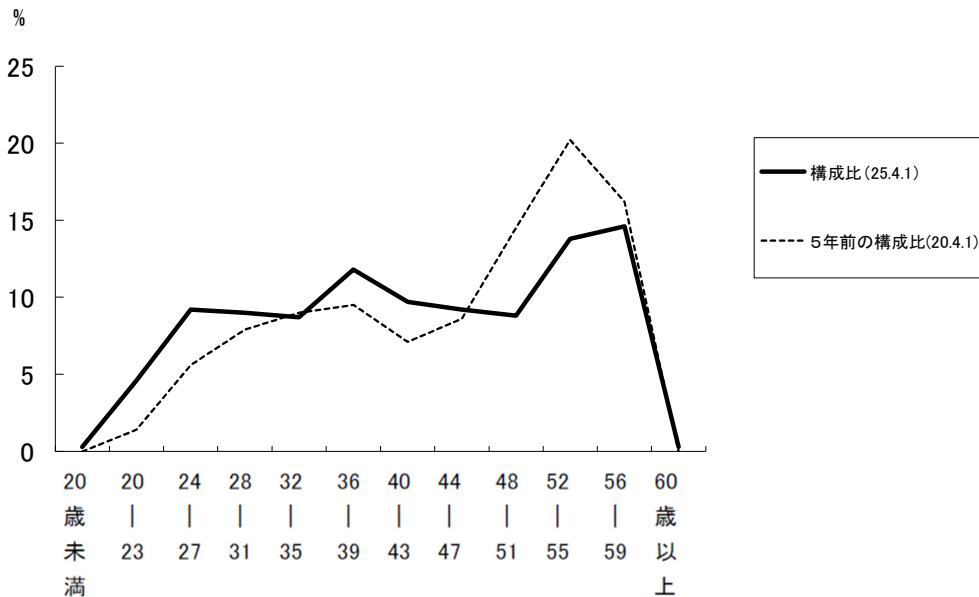
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	5	5	0	
	総務	133	125	△8	・事務の統廃合
	税務	45	42	△3	・税務業務の見直し
	労働	1	1	0	
	農林水産	30	29	△1	
	商工	6	5	△1	
	土木	60	59	△1	
	民生	106	104	△2	・児童館2館の指定管理者導入
	衛生	50	48	△2	・事務の統廃合
	計	436	418	△18	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.26 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.43 人)
教育	126	124	△2	・事務の統廃合	
小計	562	542	△20	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 76.59 人)	
公営企業等会計部門	水道	17	16	△1	
	下水道	17	16	△1	
	その他	34	36	2	
	小計	68	68	0	
合計	630	610	△20	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.59 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	2人	28人	56人	55人	53人	72人	59人	56人	54人	84人	89人	2人	610人

(3) 職員数の推移

部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	500	488	466	454	436	418	△82(△16.4%)
教育	141	136	133	132	126	124	△17(△12.1%)
普通会計	641	624	599	586	562	542	△99(△15.4%)
公営企業会計	69	66	66	70	68	68	△1(1.4%)
総合計	710	690	665	656	630	610	△100(△14.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 2,247,683	千円 △66,701	千円 121,173	% 5.4	% 6.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 17	千円 65,962	千円 7,999	千円 23,690	千円 97,651	千円 5,744	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

・市町村平均の数値は、総務省より提供された「市・町村用データ」を参照しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神 栖 市	41.7 歳	323,343 円	478,681 円
市町村平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神 栖 市		市 町 村 平 均	
1人当たり平均支給額(24年度) 1,393 千円		1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (25年4月1日現在)

神 栖 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円	24,084 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 *神栖市では支給していません。

エ 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(1) 滞納整理手当	滞納整理事務	左記業務に従事した職員	基本額 1,000円 *1ヶ月のうち5日以上従事したときは、2,000円を加える。

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	1,480 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	113 千円
支給実績(23年度決算)	18,785 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	1,445 千円

カ その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人 6500円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人のみ 6,500円, 配偶者がいない場合 1人のみ11,000円) ・その他 5,000円 *扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ	-	1,877 千円	234,625 円
住居手当	・借家の場合、月額12,000円を超える家賃を払っている職員に、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給 ・自宅の場合、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに3,000円を支給	同じ	-	324 千円	40,500 円
通勤手当	・通勤距離が2km以上で電車、バス等交通機関を利用して通勤している職員の場合、6ヶ月定期の価額を基本として1ヶ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用する場合、使用距離等を勘案し、2,300円から37,410円を支給	同じ	-	2,278 千円	134,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて32,000円から69,000円を支給	同じ	-	2,040 千円	510,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合にその職務の特殊性に基づいて4,000円から8,000円を支給	同じ	-	- 千円	- 円